

第4回 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会〈議事要旨〉

1 会議概要

日時：令和5年12月26日（火曜日）13時30分から16時22分まで

場所：都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

2 議事内容

(1) 婦人保護施設、民間団体、区市町村、婦人保護施設入所者等への調査及びヒアリング結果について

【事務局から調査及びヒアリングの結果について説明】

- ・10月から12月にかけて調査及びヒアリングを実施した。調査は一時保護を利用された方、都内の婦人保護施設に調査期間中入所していた方、都内全区市町村を対象に行った。民間団体1か所もヒアリング票を使い調査をしている。
- ・ヒアリングは第2回委員会において実施した婦人保護施設退所者1名、第3回委員会で実施した民間団体4団体に加え、事務局において10月から11月にかけて実施した。
- ・資料3において、調査及びヒアリング結果をまとめている。「女性相談センターの役割」「一時保護の受入先」など項目ごとに、調査やヒアリングにおいて出された意見を掲載している。女性相談センターにはバックアップ機能を担ってほしい、多様な一時保護の受入れ先を確保してほしいといったことのほか、婦人保護施設への入所方法、婦人相談員の研修の充実、精神科医療機関との連携といったこと等に特に多くの意見をいただいた。

【委員等からの意見】

- ・婦人相談員の立場が保障されていないということを改めて感じた。
- ・婦人保護施設に関して、やはり更生保護の施設であるという認識に基づく設問が多かったのではないかと。どのような支援をしているのかということ、現場からもっとアピールしなければいけないと思った。
- ・一時保護の期間について、支援する側の自治体側と実際に一時保護をされていた方とでは、期間に対する感じ方に乖離があるのではないかと。一時保護の期間が年々日数が延びていることについて課題があるのではないかと。

(2) 計画素案について

【事務局から計画素案について説明】

- ・計画の位置づけだが、法律に基づく基本計画である。また東京都の長期計画である「『未来の東京』戦略」の趣旨を踏まえて策定する。計画の期間は、国の基本方針に沿って令和6年度から令和10年度までの5年間とする。
- ・都の計画の策定にあたってのポイントは3つある。
- ・一つ目は女性相談支援センターと女性相談支援センター多摩支所、5か所の女性自立

支援施設、全区市、西多摩福祉事務所に配置されている女性相談支援員を軸に医療機関・警察等の関係機関、多様な支援を提供する民間団体と連携・協働した支援体制を構築するということ。

・二つ目は日本有数の繁華街を抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携してより一層充実させるということ。

・三つ目は当事者や区市町村、婦人保護施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて計画を策定するということ。

・資料4-1に記載のとおり、就労支援、居住支援など様々な施策を幅広く実施しているが、十分に活用されていない場合もあることなど、東京都における困難な問題を抱える女性を巡る主な課題も掲げる予定であり、それを踏まえた取組を計画に記載する。

・取組にあたって目標を5つ掲げる。目標1が対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供、目標2は本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心とした支援の実施、目標3は一時保護に同伴された子供を取り残さない視点から、サポートを強化、目標4が東京の特性を踏まえ、困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進、目標5が女性相談支援センター、女性自立支援施設、女性相談支援員を軸とした支援基盤の充実強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働である。それぞれの目標に沿った取組を計画に記載する。

【委員等からの意見】

・目標を5つ掲げたのはいいことだと思う。目標に関係団体と連携して若年被害女性等支援を推進というのがあるが、都は地方に比べて単身者が多い。高齢で独り身になった女性で孤立している方もいるので、そういった視点も必要なのではないか。また外国籍の方も多いので、目標の中にそういった方の支援も入れ込んでいけたらいいと考える。

・目標として掲げる女性相談支援センターの体制強化・機能強化についても何の体制強化なのかが具体的でないと分かりづらい。女性相談支援員の処遇改善や女性自立支援施設の職員の研修も充実させてほしい。

【事務局からの説明】

・外国籍の方もかなり支援の対象者としていらっしゃることは認識しており、計画素案の中で触れていきたい。単身について定義が難しい。この計画の中で特化した課題として取り上げるべきか検討が必要と考える。研修には女性自立支援施設の職員も対象に含めて実施していく予定である。区市の女性相談支援員の処遇を都の計画の中で記載することは難しいと考える。

【委員等からの意見】

・高齢である方や外国人の方も女性としてどんな困難があるのかということのところを見ていく必要があり、計画の中でもそういったところは記載いただいた方がいいのではないか。

・新法施行後の市の女性相談支援員の会議体の名称や位置づけ、過去の経緯も踏まえ、市部の女性相談支援員の今後の方向性等が気になる。

【事務局からの説明】

・市部では女性相談支援センター多摩支所が唯一の配偶者暴力相談支援センターであることなどを踏まえ、都がしっかりと市部の女性相談支援員を支援、助言できるような体制が必要であることを認識している。

【委員等からの意見】

・東京の特性について、多摩地域も含めた地域性について、検討いただきたい。
・計画に記載予定のトー横や悪質ホストについては、短期間で対策をとるべきことなので、5年の計画の中でやっていくということとはそぐわないのではないか。

【事務局からの説明】

・計画期間については検討したい。

【委員等からの意見】

・目標1のところで「専門職や性暴力・性犯罪被害者ワンストップ支援センターと連携した心身の健康の回復」という表題がついているが、そこで法的な支援の記載がある。心身の健康の回復については医療とか心理職による支援が主であると思うので、法的な支援に関係することが分かる書きぶりになっていただかないと違和感がある。
・丁寧に調査やヒアリングを行い、そこで出た課題がどれだけ計画の素案の中に落とし込めるのかというところが気になる。今後素案の内容の確認など丁寧に行う必要がある。

(3) 東京都婦人相談研究会から提言書に関する説明

・大きく分けて3つ記載させていただいている。一つ目は女性支援の中核的機関として女性相談支援センターの役割を明確にしてほしいということ。

・まずは区市の女性相談支援員や関係機関の支援をバックアップする機能を持っていただきたい。女性相談支援センター利用者の権利擁護及び緊急一時保護やアセスメント、ケア等の専門性の高い支援機能を確保していただきたい。女性相談支援センターはシェルターを有している機関としても要保護性、緊急性の高い相談者の急性期のアセスメント、必要なケアを実施する専門性の高い重要な機関なので、その専門性は確立してほしい。三本柱を中心とした関係機関の調整及び統計データを活用したニーズ把握と新たな支援や資源の開発、民間事業の活性化など、女性相談支援に関する研究開発機能も担っていただきたい。

・2つ目は女性自立支援施設の機能強化である。女性相談支援センターにおける待機期間が長かったりとか、そもそも女性自立支援施設への入所にいたらないケースもある。女性自立支援施設への入所基準を明確にするなど、入所にいたるプロセスを明確にしてほしい。女性自立支援施設入所中の同行支援、医療費や交通費の支給、妊産婦支援等も、検討いただきたい。

・3つ目は区市における女性支援の対応力向上についてである。女性相談支援員の義務設置化と適正配置を国の法改正に先駆けて都が配置基準として定め、実現に向けた財

政的支援を実施していただきたい。実務を学ぶための研修カリキュラムの整備もお願いしたい。女性相談支援共通システムを構築していただき、女性相談のデータが蓄積されるようにしていただきたい。

【委員等からの意見】

・女性相談支援センターの役割の認識は同感である。一時保護中の通院等の同行支援など、緊急時には都でも同行しているが、本人の状況把握の機会ともなるので、継続的な支援の方向性を検討する立場である区市の相談員において同行いただき受診の状況等を確認していただきたい。相互理解の下で、その時々状況に応じて協力をしていきたい。女性自立支援施設への入所にあたっては、その方の最適な支援が女性自立支援施設への入所かどうかといったことも含めて、一緒に検討できるようにしていきたい。区市における女性支援の対応力向上は、国への制度要求事項であると思うので、基礎自治体からも声をあげていただくといいのではないかな。

(4) 東京都社会福祉協議会女性支援部会から提言書に関する説明

・ヒアリングやアンケートの質問項目に旧来の保護更生、就労支援が第一であり、集団処遇的施設感が残存しているのではないかな。区市町村に対する調査で施設支援に望むことの中に掃除や料理というのがあるのも実態とそぐわない印象を持つ。入所型の施設では、医療とともに生活の課題解決も重要である。

・女性自立支援施設への入所の仕組みについての改革は、必ず計画に盛り込んでいただきたい。民間団体との連携も重要であり、支援の対象者が速やかに女性自立支援施設を見学できるような仕組みとしていただきたい。DV防止法と女性支援法の調整、居場所の拡大等についても検討いただきたい。女性相談支援センターの中核的機能についても重要であり、対等な立場で一緒に女性の支援をしていきたい。女性相談支援員等が区部と市部で異なり、組織が縦割りだったりするため、分かりにくい。行政機能の整備が必要なのではないかと考える。

【委員等からの意見】

・都内の婦人保護施設は空室が少ないという状況にあるため、入所施設という資源の活用方法については、入所の優先度についても意見を出して考えていくことが必要。

・民間団体と施設の連携については、本人への長期的支援の必要性から、医療や生活保護の支援がなければ自立支援として十分ではないため、支援の実施責任を負っている行政機関抜きで施設入所という支援の方向性を先に決めるのは問題がある。

・民間団体経由での一時保護については、保護所の秘匿性維持への懸念や、その後の保護の実施主体の考え方を含め、課題が多い。居場所の提供事業の活用が現実的である。

・区市町村からは支援の方針を考えるうえで心理職や精神科医師による専門的な見立てが有効であると聞いており、施設の現場からも同様の声を聞いているので、今後必要なアセスメント等を行っていくことが必要である。

・民間団体との協働という位置づけで計画を記載することが重要なのではないか。人権の視点やジェンダーの視点も計画の最初に記載されるべきではないか。

・一時保護所の環境改善が児童相談所の一時保護所か女性支援の一時保護なのかなど、分かりにくいところがある。また児童相談所は都だけでなく区も設置しているところがあるので、計画の記載にあたっては調整が必要と考える。